

○国土交通省告示第二百二十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の八の規定に基づき、壁等の構造方法を次のように定める。

令和六年三月二十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

壁等の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の八に規定する技術的基準に適合する壁等の構造方法は、次に定めるものとする。

第一 この告示は、火熱遮断壁等（令第百九条の八に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）で区画されている建築物で、次に掲げる基準に適合するものについて適用する。

- 一 屋根（当該火熱遮断壁等を構成するものであつて、平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に定める材料で造られたものを除く。）の屋外側の仕上げを不燃材料でしたものであること。

- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）別表第一(イ)欄(五)項及び(六)項に掲げる用途に供しないこと。

- 三 火熱遮断壁等により分離された建築物の部分のうち、当該火熱遮断壁等の加熱面以外の面（屋

内に面するものに限り、火熱遮断壁等が火災の発生のおそれの少ない室（令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室をいう。以下同じ。）を構成する場合にあっては、当該室の内部に面するものを除く。）が面する室（以下「隣接室」という。）を倉庫その他の物品の保管の用に供する室及び車室その他これに類する部分に供しないこと。

四 構造耐力上主要な部分（損傷した場合に当該火熱遮断壁等に影響を与えない部分その他の防火上支障がない部分を除く。）を鉄骨造としないこと。

五 令第二百九条の三第二号に適合する構造としないこと。

六 火熱遮断壁等により分離された建築物の部分とその他の建築物の部分が床又は天井のみで区画されたものでないこと。

七 火熱遮断壁等又は当該火熱遮断壁等に隣接する部分の階数が四以上である場合には、これらの部分の全部又は一部を竪穴部分（令第一百十二条第十一項に規定する竪穴部分をいう。）としないこと。

第二 壁等である建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 耐力壁である壁及び防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該

(1) から (3) までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 次の (i) 又は (ii) のいずれかに掲げる構造

(i) 特定区画延焼防止時間（令和六年国土交通省告示第二百三十一号第一第二号イ (3) (i) (イ) に規定する特定区画延焼防止時間をいう。以下同じ。）が火災継続予測時間以上である間仕切壁（耐力壁であるもので、令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が一平方メートルにつき六十ニュートン以下のものであつて、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）であつて、当該間仕切壁が面する隣接室の各部分において、次に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの

$$t_A = t_{fr} \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 t_A 、 t_{fr} 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_A 耐火時間（単位 分）

t_{fr} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第一号イ (1) に掲げる式により計

算した屋内火災保有耐火時間（単位 分）

α

当該隣接室における火災温度上昇係数（平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第一号イ(2)に掲げる式によって計算した火災温度上昇係数をいう。以下同じ。）

(2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)から(iii)までのいずれかに掲げる構造

(i) (1)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ（モルタル、プ

その他これらに類する仕上げ材料の厚さを含む。以下この(ii)において同じ。）が平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。）、鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル未満のものを除く。）で、厚さ（モルタル、プasterその他これらに類する仕上げ材料の厚さを含む。以下この(2)において同じ。）が八十五ミリメートル以上のもの

(iii) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面を、強化せつこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。）を三枚以上張ったもので、その厚さの合計が六十三ミリメートル以上のもので覆ったもの

(3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)から(iii)までのいずれかに掲げる構造

(ii) 耐火構造

ロ 耐力壁である外壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) 特定区画延焼防止時間が火災継続予測時間以上である外壁（耐力壁であるもので、令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が一平方メートルにつき六十ニュートン以下のものであつて、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル以

上のものに限る。〕であつて、当該外壁が面する隣接室の各部分において、イ(1)(ii)に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの

(2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) イ(2)(ii)又は(iii)のいずれかに掲げる構造

(3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 耐火構造

ハ 防火設備は、延焼防止上支障がないものとして令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けたものを二以上設置すること。

ニ 防火被覆を設けるものにあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下「炎侵入防止構造」という。）とすること。

ホ 壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること。

二 壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであるこ

と。

イ 間仕切壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 次の(i)から(Ⅲ)まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、(i)又は(ⅱ)）のいずれかに掲げる構造

(i) 特定区画延焼防止時間が火災継続予測時間以上である間仕切壁（令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ⅱ) 前号イ(1)(ⅱ)に掲げる構造

(Ⅲ) 鉄筋コンクリート造であつて、当該間仕切壁が面する隣接室の各部分において、次に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上のもの

$$t_A = t_{fr} \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 t_A 、 t_{fr} 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_A
耐火時間（単位 分）

t_{fr}	α
平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第二号イに掲げる式により計算した屋内火災保有耐火時間（単位 分）	当該隣接室における火災温度上昇係数

(2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)から(iv)まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、(i)又は(ii)）のいずれかに掲げる構造

(i) (1) (i)から(iii)まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、(i)又は(ii)）のいずれかに掲げる構造

(ii) 前号イ(2) (ii)又は(iii)のいずれかに掲げる構造

(iii) 間柱及び下地を鉄材で造り、かつ、その両面を、ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十ミリメートル以上のもので覆ったもの

(iv) 軽量気泡コンクリートパネルで、厚さが七十五ミリメートル以上のもの

(3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2) (i)から(iv)まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、(i)又は(ii)）のいずれかに掲げる構造

造

(ii) 耐火構造

ロ 外壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 次の(i)から(iii)まで（耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii)）のいずれかに掲げる構造

(i) 特定区画延焼防止時間が火災継続予測時間以上である外壁（令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 前号ロ(1)(ii)に掲げる構造

(iii) 鉄筋コンクリート造であつて、当該外壁が面する隣接室の各部分において、イ(1)(iii)に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの

(2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)から(iii)まで（耐力壁である外壁にあつては、

(i) 又は(ii)）のいずれかに掲げる構造

(i) (1)(i)から(iii)まで（耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii)）のいずれかに掲げる構造

(ii) 前号イ(2)(ii)又は(iii)のいずれかに掲げる構造

(iii) イ(2)(iii)又は(iv)のいずれかに掲げる構造

(3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)から(iii)まで(耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii))のいずれかに掲げる構造

(ii) 耐火構造(令第一百七十七条第二号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が一時間加えられた場合に係る部分に限る。))に適合するものに限る。)

ハ 柱は、耐火構造(令第一百七十七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が火災継続予測時間以上の時間加えられた場合に係る部分に限る。))に適合するものに限る。)とすること。

ニ はりは、耐火構造(令第一百七十七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が火災継続予測時間以上の時間加えられた場合に係る部分に限る。))に適合するものに限る。)とすること。

ホ 防火設備は、前号ハに規定するものとする。

ヘ 防火被覆を設けるものにあつては、取合い等の部分を炎侵入防止構造とすること。

ト 壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること。

三 火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分(以下これらを総称して「区画室等」という。)を構成する壁等により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該

(1) から(3)までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 第一号イ(1)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 耐火構造（令第一百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一・五時間

又は二時間加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。）

(3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)に定める構造

(ii) 耐火構造

ロ 非耐力壁である間仕切壁は、次の(1)又は(2)に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 前号イ(1)(i)から(iii)までのいずれかに掲げる構造

(2) 九十分以下である場合 次の(i)から(iii)までのいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 前号イ(2)(ii)から(iv)までに掲げる構造

(Ⅲ) 耐火構造

ハ 外壁は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める構造とすること。

- (1) 壁等及び当該壁等の周囲が次に掲げる基準に適合する場合 (2)に掲げる構造又は不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号に規定する材料に限る。へ及び第三において同じ。）若しくは平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られたもの
- (i) 壁等である床、外壁及び屋根（平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られた部分を除く。）の屋外側の仕上げを不燃材料ですること。

(ⅱ) 外壁（壁等である外壁を除く。）の隣接室と区画室等の接する部分からの距離が五メートル以内の範囲を、耐火構造（令第百七条第二号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一時間加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。(2)(Ⅲ)(二)において同じ。）とし、かつ、その屋外側の仕上げを不燃材料ですること。

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合 次の(i)から(Ⅲ)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(i)から(Ⅲ)までに定める構造

- (i) 九十分を超える場合 前号口(1)(i)から(Ⅲ)まで（耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ⅱ)のいずれかに掲げる構造
- (ⅱ) のいずれかに掲げる構造
- (ⅱ) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) 前号ロ(2)(i)から(Ⅲ)まで（耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii)）のいずれかに掲げる構造

(二) 耐火構造（耐力壁である外壁にあつては、令第一百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一・五時間又は二時間加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。）

(Ⅲ) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(二) 耐火構造

二 柱は、耐火構造（令第一百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が火災継続予測時間以上の時間加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。）であること。

ホ 床は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) 特定区画延焼防止時間が火災継続予測時間以上である床（令第一百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法

を用いる構造

- (ii) 釣合い鉄筋比以下の鉄筋比の鉄筋コンクリート造（床の断面が長方形のものであって、水平各方向について等断面形状のものであり、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが二十ミリメートル以上であるものに限る。）であって、区画室等（当該床が面する室に限る。）に隣接する隣接室の各部分において、次に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの

$$t_A = t_{fr} \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 t_A 、 t_{fr} 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_A 耐火時間（単位 分）

t_{fr} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第四号イに掲げる式により計算した屋内火災保有耐火時間（単位 分）

α 当該隣接室における火災温度上昇係数

- (2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1) (i) 又は (ii) のいずれかに掲げる構造

(ii) 耐火構造（令第一百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一・五時間

又は二時間加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。）

(3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2) (i) に定める構造

(ii) 耐火構造

へ 最下階の床は、耐火構造であるか、又は不燃材料で造られていること。

ト はりは、耐火構造（令第一百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が火災継続予測時間以上の時間加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。）であること。

チ 屋根は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 壁等及び当該壁等の周囲がハ(1)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合する場合 耐火構造又は不燃材料若しくは平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られたもの

(2) (1) に掲げる場合以外の場合 耐火構造

リ 隣接室に面する開口部に設ける防火設備は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 次の(i)から(iv)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(i)から(iv)までに定める防火設備を二以上設置すること。

(i) 百二十分を超える場合 次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(一)から(三)まで(建築物(階数が四以上のものに限る。))の隣接室に面する開口部にあっては、(二)又は(三)に定めるもの

(一) 当該開口部が面する区画室等及び隣接室が令和六年国土交通省告示第二百二十八号第二号口(1)又は(2)に掲げる基準に適合する場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第八百八条の三第一号又は令第八百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

(二) 当該開口部が面する区画室等及び隣接室が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に掲げる基準に適合する場合 通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。))の温度が、同告示第二に定める温度以上に上昇しないものであることについて、法第二十一条第二項、令第八百八条の三第一号又は令第八百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

- (三) (一)又は(二)に掲げる場合以外の場合 通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が、可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることについて、法第二十一条第二項、令第八十条の三第一号又は令第九十条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
- (ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(一)から(三)まで（建築物（階数が四以上のものに限る。）の隣接室に面する開口部にあつては、(二)又は(三)に定めるもの
- (一) 当該開口部が面する区画室等及び隣接室が令和六年国土交通省告示第二百二十八号第二号ロ(1)又は(2)に掲げる基準に適合する場合 九十分間防火設備（令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十一項に規定する九十分間防火設備をいう。以下同じ。）
- (二) 当該開口部が面する区画室等及び隣接室が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に掲げる基準に適合する場合 準遮熱型九十分間防火設備
- (三) (一)又は(二)に掲げる場合以外の場合 遮熱型九十分間防火設備
- (iii) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(一)から(三)まで（建築物（階数が四以上のものに限る。）の隣接室に面する開口部にあつては、(二)又は(三)に定めるもの

(一) 当該開口部が面する区画室等及び隣接室が令和六年国土交通省告示第二百二十八号第二号ロ(1)又は(2)に掲げる基準に適合する場合 特定防火設備

(二) 当該開口部が面する区画室等及び隣接室が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に掲げる基準に適合する場合 準遮熱型特定防火設備

(三) (一)又は(二)に掲げる場合以外の場合

遮熱型特定防火設備

(iv) 六十分以下である場合 次の(一)から(三)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(一)から(三)まで(建築物(階数が四以上のものに限る。))の隣接室に面する開口部にあつては、(二)又は(三)に定めるもの。

(一) 当該開口部が面する区画室等及び隣接室が令和六年国土交通省告示第二百二十八号第二号ロ(1)又は(2)に掲げる基準に適合する場合 四十五分間防火設備(令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第十三項に規定する四十五分間防火設備をいう。以下同じ。)

(二) 当該開口部が面する区画室等及び隣接室が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に掲げる基準に適合する場合 準遮熱型四十五分間防火設備

(三) (一)又は(二)に掲げる場合以外の場合 遮熱型四十五分間防火設備

(2) 周囲の部分(防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場

- 合においては、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられていること。
- (3) 防火設備が枠と接する部分は、相じやくりとするか、又は定規縁若しくは戸当りを設けた構造その他当該開口部が閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられていること。
- (4) 令第百十二条第十九項第一号イからハまでに掲げる要件を満たすものであつて、防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものであつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものであること。
- (5) ラッチその他の開放防止機構を設けること。ただし、ドアクロザーの閉鎖力が、次の式によつて計算した数値以上である場合においては、この限りでない。

$$F = \frac{\Delta P H d B d}{2}$$

この式において、 F 、 ΔP 、 Hd 及び Bd は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F ドアクロザーの閉鎖力（単位 ニュートン）

ΔP 通常の火災時において防火設備に加わる平均圧力として建築物の階に応じて次の表に定める数値（単位 一平方メートルにつきニュートン）

<i>Bd</i>	<i>Hd</i>	
防火設備の幅（単位　メートル）	床から防火設備の上端までの高さ（単位　メートル）	
地階を除く階数が二の建築物	二〇	一階
地階を除く階数が三の建築物	三〇	二階
地階を除く階数が二の建築物	二五	三階
	五〇	

(6) 次の(i)又は(ii)に掲げる区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める基準に適合する開口部に取り付けられたものであること。

- (i) 当該開口部が面する区画室等及び隣接室が令和六年国土交通省告示第二百二十八号第二号ロ(1)又は(2)に掲げる基準に適合する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ii) 一の開口部の幅及び長さが二・五メートル以下であること。

(二) 一の階に存する隣接室に面する各開口部の面積の合計が十二・五平方メートル以内であること。

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 一の隣接室に面する各開口部の面積の合計が十五平方メートル以内であること。

(二) 一の階に存する隣接室に面する各開口部の面積の合計が三十平方メートル以内であること。

又 区画室等が外壁又は屋根の一部又は全部を有しない場合にあつては、ハ(1)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合すること。

ル 防火被覆を設けるものにあつては、取合い等の部分を炎侵入防止構造とすること。

ヲ 壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること。

第三 壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 当該壁等の室内の付け柱及び階段その他これに類するものを耐火構造（被覆材に可燃性の材料を含まないものに限る。次号において同じ。）とするか、又は不燃材料で造ること。

二 構造耐力上主要な部分である壁、柱及びはりを耐火構造とすること。

第四 壁等が、当該壁等以外の建築物の部分（壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合

にあつては、当該壁等の室内の付け柱及び階段その他これに類するものを除く。）とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（延焼防止上支障がないものに限る。）のみで接するものであること。ただし、当該壁等以外の建築物の部分の特定主要構造部が耐火構造、令第百八条の四第一項第一号若しくは第二号に該当する構造又は令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する構造である場合にあつては、この限りでない。

第五 次の各号に掲げる壁等の構造の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものであること。

一 第二第一号又は第二号に掲げる構造 火熱遮断壁等の両端及び上端を構成する壁等は、建築物の外壁面及び屋根面から二メートル以上突出させ、当該突出させた壁等の部分に開口部を設けないこと。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物の部分に設ける壁等にあつては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

- (1) 次に掲げる基準に適合する建築物の部分
 - (i) 壁等を設けた部分の外壁は、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - (ii) 壁等を含み、次の表一(一)項に掲げる式によって計算した幅にわたって、次に掲げる基準に適合するものとする。

(イ) 次の表二(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる構造（壁

等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合その他延焼防止上支障がある場合にあっては、次の表三(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じて同表(ロ)欄に掲げる構造)とすること。

(ロ) 屋外側の仕上げを不燃材料ですること。

(ハ) 開口部に次の表二(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる防火設備(外壁(イ)に適合する部分に限る。)を次の表三(ロ)欄に掲げる構造とした場合にあっては、同表(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じて同表(ロ)欄に掲げる防火設備)を設けること。

(ニ) 壁等を含み、次の表一(二)項に掲げる式によって計算した幅にわたって、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 最下階の外壁を除き、防火構造とすること。

(ロ) 屋外側の仕上げを準不燃材料ですること。

(ハ) 開口部に法第二条第九号の二(ロ)に規定する防火設備を設けること。

(ii) 屋根は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(一) 壁等を含み、次の表一(一)項に掲げる式によって計算した幅にわたって、耐火構造とすること。

(二) 壁等を含み、次の表一(二)項に掲げる式によって計算した幅にわたって、防火構造とすること。ただし、軒裏以外の屋根の部分にあつては、この限りでない。

一

幅(単位 メートル)		
(一)	(二)	この表において、 L は、壁等の両端又は上端を建築物の外壁面又は屋根面から突出させる幅(単位 メートル)を表すものとする。
$4.6(1 - L)$ (3を超える場合にあつては、3)	$10(1 - 0.5L)$ (6・5を超える場合にあつては、6・5)	

二

--	--	--

	九十分を超える場合	(い)
耐火構造（令第一百七条第二号に掲げる技術的基準（通常火災による火熱が一時	第二第一号ロ(1)に定める構造	(ろ)
	通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十条第二項、法第六十一条第一項、令第八十八条の三第一号又は令第九十九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備	(は)

六十分を超え、九十分以下である場合	六十分以下である場合
間加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。以下この表において同じ。）	耐火構造
特定防火設備	四十五分間防火設備
(い)	(ろ)
(は)	通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十
九十分を超える場合	第二第一号ロ(1)に定める構

六十分以下である場合	六十分を超え、九十分以下である場合	
耐火構造	第二第一号ロ(2)に定める構造	造
特定防火設備	九十分間防火設備	一条第二項、法第六十一条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

(2) 次に掲げる基準に適合する建築物の部分

(i) 壁等を設けた部分の外壁は、壁等を含み、壁等に接する一方の部分幅六・五メートル以上にわたって、次に掲げる基準に適合するものとする。

(-)(1)表三(i)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、同表(3)欄に掲げる構造とするこ

と。

(二) 屋外側の仕上げを不燃材料ですること。

(三) (1)表三(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、開口部に同表(ハ)欄に掲げる防火設備を設けること。

(ii) 壁等を設けた部分の屋根は、壁等を含み、壁等に接する一方の部分を幅六・五メートル以上にわたって耐火構造とすること。

ロ イ(1)(i)(一)及び(2)(i)に適合する部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

二 第二第三号に掲げる構造 次に掲げる基準に適合すること。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 次に掲げる基準に適合すること。

(i) 壁等を設けた部分の外壁は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(一) 壁等を含み、幅三メートル以上にわたって、次に掲げる基準に適合するものとする。

(イ) 第一号イ(1)表二(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる構造とすること。ただし、外壁(壁等に該当するものに限る。)が不燃材料又は平成十

二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られたものである場合においては、当該外壁については、この限りでない。

- (ロ) 第一号イ(1)(i)(ロ)及び(ハ)に掲げる基準に適合すること。ただし、外壁（壁等に該当するものに限る。）が不燃材料又は平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られたものである場合においては、当該外壁については、この限りでない。

- (二) 壁等を含み、幅六・五メートル以上にわたって、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (イ) 最下階の外壁を除き、防火構造とすること。ただし、壁等に該当する外壁が不燃材料又は平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られたものである場合においては、当該外壁については、この限りでない。

- (ロ) 第一号イ(1)(i)(ロ)及び(ハ)に掲げる基準に適合すること。ただし、外壁（壁等に該当するものに限る。）が不燃材料又は平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られたものである場合においては、当該外壁については、この限りでない。

- (ii) 屋根は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(一) 壁等を含み、幅三メートル以上にわたって、耐火構造とすること。ただし、屋根（壁等に該当するものに限る。）が不燃材料又は平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られたものである場合においては、当該屋根については、この限りでない。

(二) 軒裏は、壁等を含み、幅六・五メートル以上にわたって、防火構造とすること。ただし、屋根（壁等に該当するものに限る。）が不燃材料又は平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られたものである場合においては、当該屋根については、この限りでない。

(2) 次に掲げる基準に適合すること。

(i) 壁等を設けた部分の外壁は、壁等を含み、壁等に接する一方の部分の幅六・五メートル以上にわたって、第一号イ(2)(i)から(三)までに掲げる基準に適合するものとする。ただし、壁等である外壁については、この限りでない。

(ii) 壁等を設けた部分の屋根は、壁等を含み、壁等に接する一方の部分の幅六・五メートル以上にわたって、耐火構造とすること。ただし、壁等である屋根については、この限りでない。

ロ イ(1)(i)及び(2)(i)に適合する部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けら

れていないこと。

第六 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合すること。

一 火熱遮断壁等により分離された一の建築物の部分の外壁面と当該火熱遮断壁等により分離された他の建築物の部分の外壁面のなす角（以下この第六において「外壁面のなす角」という。）が九十度を超えない場合 相互の外壁間の中心線から五メートル以下の距離にある建築物の部分の外壁（外壁面のなす角が九十度を超えない外壁に限る。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、外壁（壁等に該当するものに限る。）が不燃材料又は平成十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号口に掲げる材料で造られたものである場合においては、当該外壁については、この限りでない。

イ 第五第一号イ(1)表二(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる構造とすること。

ロ 屋外側の仕上げを不燃材料ですること。

ハ 同表(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該外壁の開口部に同表(ハ)欄に掲げる防火設備を設けること。

二 外壁面のなす角が九十度以上であり、百三十五度以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準に適合すること。ただし、外壁（壁等に該当するものに限る。）が不燃材料又は平成

十二年建設省告示第千四百四十三号第一第一号ロに掲げる材料で造られたものである場合においては、当該外壁については、この限りでない。

イ 火熱遮断壁等により分離された一の建築物の部分の外壁（外壁面のなす角が九十度以上であり、百三十五度以下である外壁に限る。）について、壁等を含み、幅十メートルにわたって次の基準に適合するものとする。

(一) 第五第一号イ(1)表三(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる構造とすること。

(二) 屋外側の仕上げを不燃材料ですること。

(三) 第五第一号イ(1)表三(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該外壁の開口部に同表(ハ)欄に掲げる防火設備を設けること。

ロ 第一号に掲げる基準に適合するものとする。

第七 建築物に高さが異なる部分がある場合において、壁等を建築物の低い部分（以下「低い部分」という。）に設ける場合においては、建築物の高い部分（以下「高い部分」という。）のうち、当該壁等からの水平距離が五メートル以内で、かつ、低い部分の屋根面からの垂直距離が七メートル以下である部分の外壁（低い部分に面する部分に限る。）が耐火構造であり、かつ、屋外側の仕上げが不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられていること。ただし、低

い部分（当該火熱遮断壁等により分離された部分のうち高い部分を含まない部分に限る。）の屋根で、高い部分からの水平距離が五メートル以下である部分が耐火構造であり、かつ、この部分に開口部がない場合においては、この限りでない。

第八 給水管、配電管その他の管が当該壁等（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該壁等との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

2 令第二百二十九条の二の四第一項第七号の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同号ハ中「二十分間（第一百十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第一百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第一百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間）」とあるのは、「火災継続予測時間（当該壁等が第二第三号に掲げる構造である場合において、火災継続予測時間が六十分を超え、九十分以下である場合にあつては六十分、火災継続予測時間が六十分以下である場合にあつては四十五分）」と読み替えるものとする。

第九 令第一百十二条第二十一項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合について準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間（当該壁等が第二第三号に掲げる構造である場合において、火災継続予測時間が六十分を超え、九十分以下である場合にあつては六十分、火災継続予測時間が六十分以下である場合にあつては四十五分）当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

第十 火災継続予測時間は、次の各号に掲げる火熱遮断壁等により分離された建築物の部分（当該火熱遮断壁等を除く。以下この第十において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 主要構造部が準耐火構造（特定主要構造部が耐火構造を含む。）であり、又は階数が三以上である建築物の部分（当該建築物の部分の特定主要構造部が令第百九条の五第一号又は令第百十条第一号に掲げる基準に適合するもの（令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第一項第三号又は平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第一項第二号から第四号までのいずれかに定める構造であるものを除く。）を除く。） 九十分

二 特定主要構造部が令第百八条の四第一項第一号又は第二号に該当する建築物の部分 次に掲げる式により算出した隣接室の通常火災継続時間のうち、最も長い時間

$$t = t_f \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 t 、 t_f 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t 通常火災継続時間（単位 分）

t_f 隣接室について、令第百八条の四第二項に掲げる式に基づき計算した当該建築物の屋内において発生が予測される火災の継続時間（単位 分）

α 当該隣接室における火災温度上昇係数

三 特定主要構造部が令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物の部分（令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第一項第三号若しくは第四号又は平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第一項第二号から第四号までのいずれかに定める構造であるものを除く。） 通常火災終了時間

四 前各号に該当しない建築物の部分（特定主要構造部が令第百十条第一号に掲げる基準に適合するものを除く。） 六十分

第十一 第二の「遮熱型九十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。

一 防火設備に通常の火災による火熱が九十分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 骨組を鉄材で造り、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板及び厚さが三十ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を張った防火戸

第十二 第二の「準遮熱型九十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。

一 遮熱型九十分間防火設備

二 防火設備に通常の火災による火熱が九十分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第二に定める温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

三 骨組を鉄材又は鋼材（日本産業規格 G 四三〇四に規定する SUS 四三〇に適合するものに限る。以下この号において同じ。）で造り、両面にそれぞれ厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を張った防火戸であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合するもの

イ 枠及び框を鉄材又は鋼材で造り、枠（見付寸法が五十ミリメートル以下であるものに限る。）及び框（見付寸法が百二十ミリメートル以下であるものに限る。）に十二ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張ったもので、枠の内部がモルタル又はせっこうで埋められたものとすること。

ロ 火災時において枠と框の間に隙間が生じないように、加熱により膨張する部材（黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。）を戸の全周にわたって設置すること。

第十三 第二の遮熱型特定防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。

一 遮熱型九十分間防火設備

二 防火設備に通常の火災による火熱が六十分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

第十四 第二の準遮熱型特定防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。

一 遮熱型特定防火設備又は準遮熱型九十分間防火設備

二 防火設備に通常の火災による火熱が六十分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が

令和六年国土交通省告示第二百二十九号第二に定める温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

第十五 第二の遮熱型四十五分間防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。

一 遮熱型特定防火設備

二 防火設備に通常の火災による火熱が四十五分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

第十六 第二の準遮熱型四十五分間防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。

一 遮熱型四十五分間防火設備又は準遮熱型特定防火設備

二 防火設備に通常の火災による火熱が四十五分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第二に定める温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（壁等の構造方法を定める件の廃止）

第二条 壁等の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十号）は、廃止する。

（特定防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第三条 特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 一 (略) 二 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十四に規定する準遮熱型特定防火設備 三 (略)	第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。 一 (略) (新設) 二 (略)

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第四条 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	第一 (略) 2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 (略) 二 非耐力壁 次に掲げる基準 イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。 (1) (略) (2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 (i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)、ロ(1)及び第八項第二号イ(3)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造 ロ (略) 三 六 (略)
改正前	第一 (略) 2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 (略) 二 非耐力壁 次に掲げる基準 イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。 (1) (略) (2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 (i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)、ロ(1)及び第八項第二号イ(2)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造 ロ (略) 三 六 (略)

3
7 (略)

8 第一項、第二項及び次項の「二時間準耐火構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 特定区画通常火災継続時間が百二十分間以上である特定区画の耐力壁（令第八十八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）に用いる構造であること。

(2)・(3) (略)

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(1)に掲げる基準に適合するもの

(2) (略)

(3) イ(3)に掲げる基準に適合するもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 特定区画通常火災継続時間が百二十分間以上である特定区画の非耐力壁（令第八十八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）に用いる構造であること。

(2)・(3) (略)

3
7 (略)

8 第一項、第二項及び次項の「二時間準耐火構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(新設)

(1)・(2) (略)

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(新設)

(1) (略)

(2) イ(2)に掲げる基準に適合するもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(新設)

(1)・(2) (略)

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(1)に掲げる基準に適合するもの

(2) (略)

(3) イ(3)に掲げる基準に適合するもの

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一十一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(2)(i)-(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百九十二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(2)(i)-(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(新設)

(1) (略)

(2) イ(2)に掲げる基準に適合するもの

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一十一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百九十二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(2)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) (略)

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 特定区画通常火災継続時間が百二十分間以上である特定区画の床（令第八十八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）に用いる構造であること。

(2) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができ構造であること。

(イ) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(2)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(ii) (略)
(iv) (略)

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) (略)

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。
(新設)

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができ構造であること。

(イ) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(ii) (略)
(iv) (略)

(3) (略)

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(1)に掲げる基準に適合するもの

(2) (略)

(3) イ(3)に掲げる基準に適合するもの

五 はり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項第一号イ(2)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項第一号イ(2)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(2) (略)

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(新設)

(1) (略)

(2) イ(2)に掲げる基準に適合するもの

五 はり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

のとする。

- (iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(2)(i)～(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) (略)

ロ (略)

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(2)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) (略)

ロ (略)

9 第一項、第二項及び次項の「九十分間準耐火構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる基準に適合すること。

- (1) 特定区画通常火災継続時間が九十分間以上である特定区画の耐力壁（令第八十八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）又は火災継続時間が九十分間以上である建築物の耐力壁（令第九十九条の

のとする。

- (iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)～(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) (略)

ロ (略)

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) (略)

ロ (略)

9 第一項、第二項及び次項の「九十分間準耐火構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(新設)

八に規定する構造方法を用いるものに限る。)に用いる構造であること。

(2) (3) (略)

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(1)に掲げる基準に適合する構造であるもの

(2) (略)

(3) イ(3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 特定区画通常火災継続時間が九十分間以上である特定区画の非耐力壁（令第八八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）又は火災継続時間が九十分間以上である建築物の非耐力壁（令第九九条の八に規定する構造方法を用いるものに限る。）に用いる構造であること。

(2) (3) (略)

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(1)に掲げる基準に適合する構造であるもの

(2) (略)

(3) イ(3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

(1) (2) (略)

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) (略)

(3) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(新設)

(1) (2) (略)

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) (略)

(3) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第九項第一号イ(2)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第九項第一号イ(2)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(2)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第千九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第九項第一号イ(1)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第九項第一号イ(1)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)-(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) (略)

ロ (略)

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる基準に適合すること。

- (1) 特定区画通常火災継続時間が九十分間以上である特定区画の区画上部の床（令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）又は火災継続時間が九十分間以上である建築物の床（令第百九条の八に規定する構造方法を用いるものに限る。）に用いる構造であること。

- (2) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができ構造であること。

(イ) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(2)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(二) (略)

(ii) (略)

(3) (略)

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等

(2) (略)

ロ (略)

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(新設)

- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができ構造であること。

(イ) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(二) (略)

(ii) (略)

(2) (略)

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等

の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(1)に掲げる基準に適合する構造であるもの

(2) (略)

(3) イ(3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

五 はり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものである全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第九項第一号イ(2)(i)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第九項第一号イ(2)(i)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(3)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) (略)

(3) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

五 はり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものである全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第九項第一号イ(1)(i)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第九項第一号イ(1)(i)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、<u>第一号イ(2)(i)-(i)</u>又は<u>(ii)</u>に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。 (2) (略) ロ (略) 六 軒裏 次に掲げる基準 イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。 (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが<u>第二号イ(2)(i)</u>又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 (2) (略) 10 (略) 11 第三項及び第六項の「<u>九十分間防火設備</u>」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 (略) 二 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十二に規定する準遮熱型九十分防火設備 三 五 (略) 12 (略) 13 第三項及び第六項の「<u>四十五分間防火設備</u>」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 (略) 二 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十六に規定する準遮熱型四十五分間防火設備	(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、<u>第一号イ(1)(i)-(i)</u>又は<u>(ii)</u>に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。 (2) (略) ロ (略) 六 軒裏 次に掲げる基準 イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。 (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが<u>第二号イ(1)(i)</u>又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 (2) (略) 10 (略) 11 第三項及び第六項の「<u>九十分間防火設備</u>」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 (略) (新設) 二 四 (略) 12 (略) 13 第三項及び第六項の「<u>四十五分間防火設備</u>」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 (略) (新設)	(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、<u>第一号イ(1)(i)-(i)</u>又は<u>(ii)</u>に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。 (2) (略) ロ (略) 六 軒裏 次に掲げる基準 イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。 (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが<u>第二号イ(1)(i)</u>又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。 (2) (略) 10 (略) 11 第三項及び第六項の「<u>九十分間防火設備</u>」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 (略) (新設) 二 四 (略) 12 (略) 13 第三項及び第六項の「<u>四十五分間防火設備</u>」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 (略) (新設)
---	---	---

14 三
S
(略) 七

14 二
S
(略) 六

（火災により生じた煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正）

第五条 火災により生じた煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和三年国土交通省告示第四百七十六号）の一部を次のように改正する。

（一）	
通常火災終了時間が九十分以上である建築物の床又は壁（法第二十条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造	当該建築物の通常火災終了時間

（二）	
通常火災終了時間である建築物の十一条第一項に用いるもの又は	特定区画通常火十分間以上では壁（令第八百八定する構造方法同号の規定によるに限る。）

第三号イの表中

(四)	(三)	(二)
令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項に規定する七十五分間準耐火構造（一）から（三）までに	平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号イ（1）から（5）までのいずれかに該当する構造（一）及び（二）に掲げるものを除く。）	特定避難時間が九十分以上である建築物の床又は壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
七五	九〇	当該建築物の特定避難時間

を

(五)	(四)	(三)	
令和元年国土交	令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項に規定する七十五分間準耐火構造（一）及び（二）に掲げるものを除く。）	特定避難時間が九十分以上である建築物の床又は壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造	る認定を受けた構造方法を用い

	(五)	(六)	(七)
掲げるものを除く。)	耐火構造 (一) から (四) までに掲げるものを除く。)	準耐火構造 (一) から (五) までに掲げるものを除く。)	不燃材料で造り、又は覆われたもの (一) から (六) までに掲げるものを除く。)
		一時間準耐火基準に適合するものの その他のもの	
	六〇	六〇	二〇

三号第一第九項	(六)	(七)	(八)
準耐火構造 (一) するものを除く。	令和元年国土交通省令第10号 分間準耐火構造 掲げるものを除	耐火構造 (一) するものを除く。)	準耐火構造 (一) から (七) までに掲げるものを除く。)

災継続時間が百二 る特定区画の床又 条の三第一号に規 を用いるもの又は る認定を受けたも	当該特定区 画の特定区 画通常火災 継続時間
間が百二十分以上 床又は壁（法第二 規定する構造方法	当該建築物 の通常火災 終了時間

(-)	
備	法第六十一条の規定による国土 交通大臣の認定を受けた防火設
して国土交通大臣	通常の火災による 火熱が加えられた 場合に、当該加熱 面以外の面に火炎 を出さないものと

(九)	
除く。）	不燃材料で造り の（-）から（八）ま

は同項の規定によるものに限り。の構造	
百二十分以上である壁（法第二十七の特定避難する構造方法を用項の規定による認に限り。の構造造	当該建築物の特定避難時間
通省告示第百九十に規定する二時間から(三)までに掲げ	一一二〇

に、

	(二)	(三)	(四)	
	令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第三項第二号に規定する防火設備（一）に掲げるものを除く。）	令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第九項に規定する七十五分間防火設備（一）及び（二）に掲げるものを除く。）	特定防火設備（一）から（三）までに掲げるものを除く。）	
の認定を受けた時間	九〇	七五	六〇	

通省告示第百九十 に規定する九十分 から(四)までに掲げ る	九〇
通省告示第百九十 に規定する七十五 (一)から(五)までに く。	七五
ら(六)までに掲げる	六〇
一時間準耐火基準 に適合するもの	六〇

(七)	(六)	(五)
法第二条第九号の二に規定する 防火設備 (一) から (六) までに掲 げるものを除く。	令和元年国土交通省告示第百九 十四号第二第四項に規定する三 十分間防火設備 (一) から (五) まで に掲げるものを除く。	令第百十四条第五項において読 み替えて準用する令第百十二条 第二十一項に規定する構造方法 を用いる防火設備又は同項の規 定による国土交通大臣の認定を 受けた防火設備 (一) から (四) まで に掲げるものを除く。
二〇	三〇	四五

その他のもの	
、又は覆われたもので掲げるものを	二〇
	四五

(一)	法第二十一条第二項、令第八 条の三第一号又は令第九 条の八の規定による国土交通大臣の 認定を受けた防火設備
	通常の火災による 火熱が加えられた 場合に、当該加熱 面以外の面（屋内 に面するものに限 る。）の温度が、 可燃物燃焼温度以 上に上昇しないも のとして国土交通

(八)	その他のもの
	〇

	(二)
	法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
大臣の認定を受けた時間	通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が、令和六年国土交通省告示第百二十九号第二に定める温度以上に上昇しないものとして国土交通大臣の認定を受けた時間

を

(五)	(四)	(三)
令和元年国土交通省告示第九十	令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第十一項に規定する九十分間防火設備（一）から（三）までに掲げるものを除く。）	法第二十一条第二項、法第六十条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
七五	九〇	通常火災による火災熱が加えられた場合に、当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けた時間

に改める。

(八)	(七)	(六)	
令和元年国土交通省告示第百九	令和元年国土交通省告示第百九 十三号第一第十三項に規定する 四十五分間防火設備（一）から（六） までに掲げるものを除く。）	特定防火設備（一）から（五）までに 掲げるものを除く。）	三号第一第十二項に規定する七 十五分間防火設備（一）から（四）ま でに掲げるものを除く。）
三〇	四五	六〇	

(十)	(九)	
その他のもの	法第二条第九号の二ロに規定する防火設備（－）から（ハ）までに掲げるものを除く。）	十三号第一第十四項に規定する三十分間防火設備（－）から（七）までに掲げるものを除く。）
○	二〇	